

第2章 オーストラリア

1 障害者に対する差別禁止に係る法制度

オーストラリアにおける障害者に対する差別を禁止した法令としては、1992年に制定されたオーストラリア連邦障害者差別禁止法「Disability Discrimination Act 1992（以下、DDAという）」があげられる。DDAは、第3条において、その目的を以下のとおり規定している。第一に、①雇用、住居、教育、建物、クラブ及びスポーツ、②物品及び施設、サービス、土地の提供、③既存の法律、④連邦の法令及びプログラムの実施等の分野において、障害に基づく差別を可能な限り取り除くことである。第二に、障害者が、地域の人々と同様に法の下に平等であることを実践可能な限り保障するため、また、第三に、地域の人々と同様に基本的人権を有するという原則についての認識をコミュニティ内で促進させるためである。

DDAにおける障害「disability」（者）の概念・定義は、第4条において規定されており、身体的障害、知的障害、精神障害の他、学習障害、神経学的障害、また、身体に何らかの傷や形態不全がある場合においても該当する。さらに、現在、過去、将来における障害を含み、障害の存在が正確に把握できていないわけではないが、他者から障害があると見なされた（思われた）場合においても、DDAにおける障害者と認められる。障害者であるか否かの判断は、必ずしも医学的な所見等の第三者による立証を必要とせず、自ら（又はその関係者）が、上記障害に該当する旨主張することで認められることもある。DDAの保護の対象は、障害者本人のみならず、家族、親族、友人、介助者、同僚も含まれ、これらの人々と関係を持った結果、差別的な待遇を受けた場合も保護の範囲とされる。このことから、DDAにおける障害（者）の概念・定義は、限定的なものではなく、広範囲かつ包括的に規定されているといえる。

差別の概念・定義にかかわる規定としては、第5条では直接差別について、また、第6条では間接差別について規定した上で、具体的内容については、雇用、教育、建物へのアクセス、商品・サービス・設備、住居、土地、クラブ、スポーツ、連邦法及びプログラムの施行、情報開示請求の分野について網羅している。また、車椅子や補聴器等といった「症状の緩和や治療を目的とした道具や補助具」を利用している者や（第7条）、「手話通訳者、音読者、介助者、介護者」と同行している場合（第8条）、「盲導犬、聴導犬及びその他障害による影響を軽減するために訓練を受けた動物」を所有又は同行している場合（第9条）、これらの事実によって不当に扱われることも、障害に基づく差別とされる。

雇用における差別の規定として、第15条では、使用者は、障害者に対して、雇用契約における応募、採用、雇用条件、昇進、転勤、訓練、その他、職場での利益を得る機会の享受、解雇等の過程で、当該労働者の障害を理由として、又は、その関係者の障害を理由として差別してはならないとされている。しかし、ある特定の状況下では、DDAの

適用が免除される。つまり、第一に、障害を有する労働者（求職者）が、当該職務の「固有の必要条件 (inherent requirement)」を遂行することができない場合（第 15 条（4）(a)）。第二に、当該職務を遂行するために、障害のない者には必要とされないようなサービスや設備が求められる際、このことが、使用者にとって「過度な負担 (unjustifiable hardship)」となる場合は、これらのサービスや設備の提供を行う必要はない（第 15 条（4）(b)、第 11 条）。

DDA には、「合理的調整」の定義及び概念を示す規定はなく、また、「合理的調整」の用語について明文化されていない。しかしながら人権委員会によれば、使用者又はサービス提供者が障害者に対して「合理的調整」を行うことは義務であり、その根拠は、DDA 第 6 条の間接差別規定にあるとする。

2 障害者に対する差別禁止にかかわる法制度に基づくガイドライン等について

DDA 第 31 条は、DDA の趣旨を徹底させるため、法務省が領域ごとの障害基準 (Disability Standards) を設定することを認めており、これに反することは法律違反とされる。障害基準は領域ごとに異なる差別形態や配慮の仕方を明記しているが、あくまでも障害者一般に対しての最低限の基準として機能する。

障害基準の策定領域は、雇用、教育、公共交通サービス、土地建物へのアクセス、住居、そして、連邦政府による法施策の実施であるが、現時点で確定しているのは「公共交通へのアクセスにおける障害基準 (Disability Standards for Accessible Public Transport 2002)」と、「教育における障害基準 (Disability Standards for Education 2005)」である。「建物へのアクセスに関する障害基準」は審議中、「雇用に係わる障害基準」は修正ドラフト版の公示の段階にある。DDA 自体は 1992 年に制定されたが、領域ごとに、より具体的に差別や配慮事項を規定していくプロセスは容易には進まず、関係者の間で多くの議論が交わされている。障害基準は「合理的調整」の細かな内容を規定することまではしないが、求められる調整内容が「過度な負担」かどうかを考える際の考慮すべき点について、アウトラインを示している。

「公共交通へのアクセスにおける障害基準」では、障害者の交通アクセスを保障するために、公共の乗り物へのアクセスはもちろん、休憩場所、傾斜、床面、手すり、出入り口、エレベーター、階段、トイレ、掲示、表示、警報装置、照明、什器・家具、予約サービス、飲食サービス、同行者への配慮など多岐にわたる内容をカバーしている。一方、予約制リムジンや小型飛行機など、除外規定もある。法令遵守のタイムテーブルは、5年から30年の期間が設けられている。求められる調整内容が「合理的調整」か「過度な負担」かについては、必要なコスト、DDA 並びにこの障害基準による除外規定、技術的・地理的要因、活用できるリソース、障害基準を遵守することによる利益若しくは損

害、アクションプランの改定、障害者を巻き込んだコンサルテーション、障害基準を遵守するための努力などをもって判断すべきことが述べられている。

「教育における障害基準」は、障害のある児童生徒に対して他の児童生徒と同等の教育の権利を保障するために、教育及び訓練提供者が果たすべき義務（何らかの変更や配慮）を明示している。これにより、障害のある児童生徒や障害の可能性のある児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳と参加を価値付け励ます協力的な教育及び訓練環境の設定と、それによる利益の享受を保障すること、そして、障害のある児童生徒の能力や教育に係わる選択のあり方について、ステレオタイプ的な信念からくる差別を克服することを目指している。公立・私立を問わず、教育及び訓練を提供する機関に対し、就学についての基準、参加についての基準、カリキュラムの発展や認定・実施についての基準、児童生徒への支援サービスについての基準、嫌がらせと虐待についての基準を示している。教育及び訓練提供機関は、障害のある児童生徒はもちろんのこと、障害のある児童生徒の関係者に対する嫌がらせや虐待の防止に努め、嫌がらせや虐待が起きてしまった場合は何をすべきかについても含めて、スタッフとその他の児童生徒に周知しなければならない。

「合理的調整」としての内容は、障害のある児童生徒の学習ニーズと、障害のある児童生徒、教育及び訓練提供者、スタッフ、その他の児童生徒を含め、すべての関係者の利益のバランスを考慮して決定される。その際、その児童若しくは生徒の障害の特質、障害のある児童若しくは生徒に適した調整内容、障害のある児童若しくは生徒に対して以前に行われた調整内容、そして、提案されている調整内容若しくは代替的な調整内容、以上は重要な検討要件とされている。

3 障害を理由とする差別に対する保護・救済・施策推進のための組織

オーストラリアの差別に対する保護・救済の仕組み、障害者施策にかかわる監視の仕組み、そして、障害者施策にかかわる推進の仕組みは、オーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commission：以下、人権委員会という）の機能がそのまま当てはまる。人権委員会は、人種差別、性差別、障害者差別（先述のDDA）、年齢差別、先住権、職場関係にかかわって機能する。国際法とのかかわりも深く、障害者権利条約を遂行させるための機能も託されている。

人権委員会の具体的機能は、苦情処理、施策の発展に向けた調査、教育と意識啓発活動、法律のアドボカシー、そして国際協力である。障害者権利条約第33条にある、国内のモニタリング機能も有しているといえるであろう。

人権委員会には、委員長（President）の下に5つのコミッショナーのポジションがあり、現在は3名のコミッショナーがそれぞれの任を担っている。ここでは、障害者差別コミッショナー（Disability Discrimination Commissioner）の担う役割が重要となる。

4 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み

障害者差別を含め、人権と差別にかかわるあらゆる苦情の第一窓口は人権委員会である。裁判に訴えようとも、必ず人権委員会での苦情受付や和解調停プロセスを経て和解を試みなければならない。

人権委員会はあくまでも中立な第三者機関として、苦情を申し立てた側と苦情を申し立てられた側の間に立ち、手紙、電話、対面式などあらゆる手段を用いて、和解に向けたカンファレンスを開催する。そして、和解に向けた情報提供等の支援を行い、和解の承認としてサインすることもある。このカンファレンスは裁判所が行うような公的なヒアリングではないため、苦情内容を証明したり、逆に反証したりする必要はない。

和解が成立しなかった場合や、このまま交渉を継続すべきでない判断される場合は、人権委員会委員長の名の下で交渉が打ち切られる。この日から 28 日以内にはじめて、苦情を申し立てた側は、オーストラリア連邦裁判所（Federal Court of Australia）若しくは、連邦治安判事裁判所（Federal Magistrates Service）に苦情内容を訴えることが出来る。

人権委員会は、オーストラリアが受け入れている国際基準（条約や宣言など）に照らした連邦政府による人権違反や、年齢・宗教・性別・政治的立場・組合活動・犯罪歴などを理由とした雇用での差別についても、苦情申立てを受け付ける。これらについて苦情申立てがあった場合、そして同法に照らして人権委員会で処理すべきと判断された場合は、ここでも既述の通り、和解の道を探る。しかし、和解が成立しなかった場合や、法律上正当な理由をもって和解交渉が継続できなくなった場合、人権委員会は連邦議会（federal Parliament）に、この苦情にかかわる重要課題と苦情解決に向けた提言をレポートし、決着を委ねることとなる。しかし、これら議会に何らかの法律を施行させる権限は、人権委員会にはない。

5 障害者施策に係る監視の仕組み

障害者施策にかかわる監視については、法務大臣からの要請や人権委員会主導での公的な調査や行政への提言機能を通して、人権委員会（若しくはコミッショナー）がその任を有している。調査の内容は、DDA の除外規定に関する調査、寄せられた苦情内容にかかわる調査、他の法令と DDA との整合性を検討する調査などで、それらについての提言がなされる。

人権委員会若しくはコミッショナーによる提言は、行政がそれをどの程度採用したかにかかわらず、人権委員会のウェブサイトに掲載され、あらゆる人が閲覧可能となっている。

また人権委員会は、裁判所からの許可を得て、差別や人権に関する連邦レベルの裁判

所における訴訟、若しくはオーストラリアの司法が及ぶ海外の裁判所における訴訟に介入（人権委員会として検討した結果を、裁判所に提言する）することができる。これも、監視の仕組みの一つである。人権委員会が介入できる訴訟内容は、既述の各種の差別法が定義する差別やそれに関連する差別、人権と機会均等委員会法の定義する人権等にかかわるものに限定される。さらにその中でも、人権委員会がオーストラリアの人々の人権に広くかかわると考える訴訟、人権委員会が介入し提示する課題が重要事項となると考える訴訟、そして、人権委員会が介入し提示しようとする課題が介入無しには適切かつ十分に議論されないであろうと考える訴訟が対象となる。介入は、個人若しくは法律家からの要望を受けて実施されることもあれば、人権委員会主導で実施されることもある。

さらにもう一つ、人権委員会にはアミカス・キュリエとして裁判所を支援するための機能も付与されている。アミカス・キュリエは「裁判所に対する友人（friend to the court）」を意味し、裁判所が判決を下す際に考慮すべき法律なり関連事項の特定のポイントについて、各コミッショナーが専門的知見を生かし、中立な立場から、適切にすすんで情報提供する機能である。このあたりは、介入との大きな相違点と捉えうる。したがって、裁判所と敵対する関係にはなく、当事者のために嘆願したり、逆に訴えたりすることもない。また、訴訟に必要な何らかの証拠を導き出すものでもない。アミカス・キュリエの機能は、基本的に裁判所の裁量の下にある。各コミッショナーは、関係者以外の人権に広く影響を与えるであろう訴訟、関係する法律の施行に重大な意味を持つと考えられる訴訟、世間の関心が高いと考えられる訴訟について、裁判所から許可を得た場合に限り、アミカス・キュリエの機能を果たすことが出来る。例えば、法律の新しい分野にかかわる訴訟や、議論になっている法律の解釈を明確にする可能性がある訴訟等も、ここに相当する。

6 障害者施策に係る推進の仕組み

障害者施策の推進に係る取組については、人権委員会による、各種の差別禁止法の問題と中身を正しく周知徹底するための様々な策により、結果的に施策が推進されると説明するのが適当である。

オーストラリアの文脈における人権と責任や重要な人権問題についての議論の喚起、地域での人権保障の促進、人権委員会の苦情処理プロセス並びに法の下での権利についての喚起、そして、最も広い層にアクセスしやすい方法にて情報提供することを目的に、幅広い手段がとられている。それは、メディア（新聞、ラジオ、テレビなど）の活用、NGO・地域グループ・議員・産業界・行政官とのコンサルテーションの実施、人権情報や人権教育を扱うウェブサイトの活用、各州のカリキュラムとリンクした人権教育教材の活用、ソーシャル・ネットワークやブログ、掲示板、e-フォーラム（e-forum）の活用、平坦な英語のレポート・ディスカッションペーパー・パンフレット・その他の媒体

(CD-Rom や DVD) の活用、そして、「人権メダルと人権賞」(Human Rights Medal and Awards) といったイベントやカンファレンス、セミナーやフォーラムの開催である。

7 障害者権利条約の締結に係る経緯

オーストラリアは、2008年7月17日に障害者権利条約を批准している。条約の批准の目的は、すべての障害者が人権と基本的自由を完全かつ平等に享受することを推進、保護、保障することであり、障害者の本来あるべき尊厳の尊重を推進することにあるとしている。批准に先立って、オーストラリア政府は、条約における義務 (obligation) に関して、国内関係法が条約に抵触するか否かを調査するために、国益分析 (National Interest Analysis : 以下、NIA という) を実施した。

NIA では、障害当事者を含む当事者団体、企業、州及び準州政府、その他コミュニティ団体等によるコンサルテーションの内容を踏まえたもので、オーストラリア及びオーストラリア在住の障害者に対する重要性や利益についても検討された。

結論として NIA は、本条約の義務が国内の法制度に抵触するものではないことを示し、条約の批准を全面的に推奨するものとして、2008年6月4日連邦議会に上程された。また、同年6月16日には、条約批准の影響を検討するための公聴会 (public hearing) が開催された。政府が提案する条約について、NIA などの調査結果を踏まえて検討するための「条約に関する合同常任委員会 (the Joint Standing committee on Treaties)」が設置され、同年6月19日に、同委員会は両院議会に対して、条約の批准を推奨する旨の報告を行った。その後、首相や知事、関係機関の代表などからなる執行部 (The Executive) により承認され、正式に条約への批准に至った。